

令和5年度津波避難施設における滞在機能向上検討業務委託要領

静岡県（以下「発注者」という。）を委託者とし、〇〇〇〇（以下「受注者」という。）を受託者として、令和5年〇月〇日付で締結した令和5年度津波避難施設における滞在機能向上検討業務委託については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 委託業務名

令和5年度津波避難施設における滞在機能向上検討業務委託

第2 委託業務の内容

特記仕様書のとおり

第3 業務工程表の提出(様式第1号)

受注者は設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

第4 作業体制表(様式第2号)

- (1) 発注者は、監督員を置いたとき、その氏名を受注者に通知するものとする。
- (2) 受注者は、自社の社員から総括責任者を定め、様式により、その氏名や経歴及び資格を発注者に通知するものとする。

第5 指示及び協議等(様式第3号)

指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

第6 データの保護措置

受注者は、データの管理体制について、万全の措置を講じなければならない。

第7 データ等の保管

データ及び貸与品等は、別に指示するものを除き、契約終了時まで、受注者の善良な管理の下に保管しなければならない。

第8 運搬責任

委託業務に係る契約目的物及び貸与品等の運搬は、受注者の責任で行うものとする。

第9 業務の完了(様式第4号)

完成の届は、別記様式によるものとし、成果物として業務完了報告書を提出するものとする。なお、報告書の書式は任意書式とする。